

令和6年度 第4回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時	令和6年7月3日（水）午後1時30分
場 所	青梅市役所3階教育委員会会議室

第4回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和6年7月3日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

1 教育長開会および開議宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長報告事項

4 協議事項

5 議案審議

議案第10号 青梅市学校施設のあり方審議会委員の委嘱について

議案第11号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

議案第12号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

議案第13号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について（追加）

議案第14号 青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）

議案第15号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）

6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

1 令和7年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について（学務課）

2 青梅市立小・中学校における教育実習実施要項（案）について（教育指導担当）

3 青梅市教育委員会研究指定校実施の手引き（案）について（教育指導担当）

4 青梅市吉川英治記念館の利用料金減免基準の承認について（文化課）

5 第57回青梅マラソン大会の開催について（スポーツ推進課）

6 東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画の進捗状況について（文化複合施設等整備担当）

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校施設のあり方審議会会議録（教育総務課）

イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

ウ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（スポーツ推進課）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 令和6年度学校基本調査結果について（教育総務課）

- イ 長期欠席児童・生徒の状況（４～５月）について（教育指導担当）
- ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）
- エ 第７７回都民体育大会の実施結果について（スポーツ推進課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則等の整備について（教育総務課）
- 2 文化財指定に関する諮問について（文化課）
- 3 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について（学校給食センター）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦

出席説明員	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀
	生 涯 学 習 部 長	森 田 利 寿
	教 育 総 務 課 長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	榎 戸 智
	社 会 教 育 課 長	平 岡 正 海
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子
	ス ポー ツ 推 進 課 長	中 村 栄 之
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	板 垣 良 平
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後 1 時 3 4 分開会

日程第 1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員 4 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和 6 年度第 4 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、日程第 2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、百合委員を指名いたします。

【委員（百合）】 はい。

【教育長（橋本）】 次に、令和 6 年 4 月 1 7 日開催の令和 6 年度第 1 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、令和 6 年 5 月 1 日開催の令和 6 年度第 2 回定例会および同月 2 2 日開催の令和 6 年度第 3 回定例会の会議録につきましては、個別にご送付させていただき、それぞれご覧をいただいております。よろしければこの場で承認をいただきたいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないようですので、令和 6 年度第 1 回、第 2 回および第 3 回定例会の会議録につきましては、いずれも承認をいただきました。

日程第 3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 続きまして、日程第 3、教育長報告事項に移ります。

まず初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと存じます。本日は百合委員からお願いいたします。

【委員（百合）】 6 月 1 日と 6 月 8 日に泉中学校、第五小学校の運動会に行かせていただきました。どちらも天気がよくて、たくさんの保護者や観客がいらっしゃって、盛り上がっていたと思います。

小学校は 2 年生の 5 0 m 走を見せていただいたのですが、学校訪問で 1 年生のときの様子を知っているので、あんなに小さくて可愛かった子たちが 2 年生になって、「こんなに大きくなったのか。」と思いました。中学校は小学校に比べてパワーやスピードもあって、見ていて逞しいなと思いました。運動会というよりも陸上競技大会みたいな雰囲気、保護者も盛り上がっていたので、いい運動会を見せていただきました。

6 月 2 8 日に霞台中学校と河辺小学校の学校訪問でお邪魔しました。どちらの学校も雰囲気もよくて、児童・生徒が学習に取り組んでいる姿がしっかりとしていたので、安心しました。以上です。

【委員（杉本）】 私は6月14日の音楽鑑賞会に行きまいりました。生の演奏の力というのを感じて、出席していた学校の生徒もとても静かに、いい気持ちで鑑賞されていたように思います。ただ、教育委員として、前列の席へ誘導されて座ったのですけれど、それだと会場全体が見えないということもありまして、生徒がどんなふうに聴いているのかということを見るためにも、できれば一番後ろの席からも見てみたいと思いました。

それから、6月28日に霞台中学校と河辺小学校に学校訪問で伺いました。前回訪問した2年前と比べると、教育委員として指摘させていただいたことが、2年後に伺うと改善されて形になっているところをつぶさに拝見することができて、学校訪問が無駄ではないのだなと思いました。ことばときこえの教室でもモニターが新しくなっており、いろいろなところで改善が見られて、毎年学校訪問をしていてどのような効果があるのだろうと思っていたのですけれども、実際に指摘したことが伝わっていると分かったので、学校訪問をやる意義はあるのだなというふうに感じました。

ただ、各学校の学校訪問で最後に講評をし、後日教育委員会へ報告書を提出するという作業があるので、これを1度にしてもらえるとありがたいです。学校訪問中に報告書を記入しておいて、終了後にその場で提出できるようにするとか、そういうふうになると、いろいろな作業が、二度手間にならないで済むのではないかなということを感じました。以上です。

【委員（徳長）】 6月1日の運動会です。中学校は5校の開催でしたが、泉中学校、吹上中学校、新町中学校しか回れませんでした。午後も実施している学校もあったのですが、どの学校が午後も実施しているか分からなかったもので、事前にわかっていれば、午後も含めてすべての学校を回ることができたので、今後は運動会の時程もわかるように事前に教えていただければと思います。

中学校は個人の種目でスポーツ競技会みたいなものが多かったり、各学級での種目もあったり、様々なパターンが学校によってあるのだなと思いました。

8日は、第二中学校と第五小学校の運動会に行ってきました。第五小学校では、児童も一生懸命ですが、保護者も一生懸命に見ていて、相変わらず地域と一緒にやってののだなという印象を受けました。

14日は、小学校の音楽鑑賞教室です。児童たちも鑑賞態度がとてもよくて、一生懸命聴いていました。拍手をする場面、聴く場面を、前回、前々回は理解してできているのか心配したのですが、そういった鑑賞に慣れてきたのと学校の指導がしっかりとできていて、とても上手な聴き方をしていました。

それから、学校訪問についてです。河辺小学校のことばときこえの教室を現職のときには見たことがなかったのですが、初めて見ることでとても良かったです。青梅市は他市に比べても特別支援教育にはとても力を入れていると思いますが、青梅市だけではなくて他市でもより力を入れてくれると、青梅市で一層しっかりと指導ができていくのかなと。他市が青梅市におんぶにだっこのような印象がありますので、その辺はもっと他市に呼びかけてもらえたらいいのかなと思います。以上です。

【委員（稲葉）】 6月8日に第二中学校と第五小学校の運動会を見てきました。コロナ禍以降、運

動会が短縮されています。以前はお昼を挟んで午後までゆったりして、一度に集中しているときに時間配分でたくさんの学校を回れたのですが、ほとんどの学校が午前だけで終わってしまうときに、5校同日開催ですとすべてに回ることはできないので、教育委員を割り振っていくとか、工夫が必要だなと思いました。内容としては、短縮しているがゆえにみんなで工夫して、生き生きと運動発表ができるような取組をされていて、とてもよかったと思います。

6月11日に大門市民センターに行く用事がありましたので、大門ふれあい学級を訪問させていただきました。ちょうど先生が2人いらして、生徒はいなかったのですが、たくさんお話することができました。中学校と隣接しているところなので、学校と連携がよくとれて、不登校の子、あるいはなかなか学校に行きにくい子みたいな形で連携取り合って実施できているし、心理士の方も応援できているようなので、安心して子どもたちが通えるふれあい学級になっているなと思いました。担当されていた2人の先生の人柄もあるのでしょうけれど、東青梅センタービルとはまた違った、家庭的で温かい雰囲気でした。小さな和室ですが設備が整っていないくて、少しずつ、参考資料とか整えばいいなと思いました。ここへ来る子たちが少なくなって学校へ登校してほしいなという話で終わりました。

14日の音楽鑑賞ですが、徳長委員もおっしゃっていましたが、子どもたちの鑑賞マナーがとてもよくて。大きなホールで聴くというのに少し慣れたなという感じで、昨年度とは随分と違うなと思いますし、それぞれの先生も音楽の鑑賞の方法というのを子どもたちによく指導したのだらうと分かるほど、本当にマナーがよくて、フルオーケストラなんて本当に久しぶりだったので、とてもいい音楽が聴けました。子どもたちの記憶に残る演奏会だったのではないかなと思います。

28日の河辺小学校と霞台中学校の学校訪問ですが、やはり校長先生によって方針が変わるのは当然なのでしょうけど、河辺小学校は以前の校長のよい学校運営に対して、それをプラスアルファしながら発展させて伝統を引き継いでいくということが功を奏して、子どもたちが学習に取り組む姿勢とか生活態度とか、そういうのが定着してきて、とても落ち着いた学校になっています。いいものを次の世代につなぐような教育方法を目の当たりにして、よかったなと思いました。以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。私からも申し上げます。

学校訪問のお話が出ておりました。1回目が終わりました。大変ありがとうございました。次回は、新町小学校です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、定例会終了後、小学校長との懇談会があります。ご出席いただく委員の皆様、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

明日、中学校の音楽鑑賞教室午前の部に行ってみます。

いよいよ夏本番というような天気になってまいりまして、先般の校長会でも申し上げましたが、空調設備の適切な利用については、ためらわずにお使いいただきたいと伝えてございます。委員の皆様もお体に十分ご留意いただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは次に、教育総務課長から順に現況などについて説明をお願いいたします。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課からは1点、今年度の大規模工事の進捗等についてご報告いたします。

昨年度でトイレ改修と特別教室の空調工事が完了しましたが、今年度も多くの工事等を予定してございます。

まず、校舎の屋上防水・外壁等改修工事は3校（第一小・第二中・西中）で予定しており、契約も6月に完了しております。また、校舎等のLED化改修工事については、今年度11校予定しており、うち9校（第二小・第四小・第五小・第六小・第七小・成木小・藤橋小・第一中・第三中）は、6月に契約を完了しております。この9校については、校舎と屋内運動場（体育館）両方の工事を予定しております。残り2校（河辺小・新町小）については、屋内運動場のみを今年度予定しており、別途予定している非構造部材耐震化工事とあわせて、8月末から9月上旬ごろに契約を進める予定となっております。

なお、工事の工期につきましては、外壁等改修工事は2月末、LEDの改修工事は1月末としてございます。なお、LEDの工事は夏休み期間中に、基本的に各校普通教室を実施しまして、それ以降、特別教室等その他の箇所について、学校と協議をしながら工事を進めていく予定でございます。

今後も、各工事の進捗等につきましては適宜お知らせをしていく予定でございます。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（山田）】 学務課からは1点、特別支援教育学校教育活動支援員に対する研修の実施について報告申し上げます。

支援員の活動に関しましては、教育委員の皆様から、「現場の支援員の困り事として学校ごとに対応方針が違う。」「支援員同士の情報交換が必要など現場の意見がある。」ということ伺いまして、研修の充実につきまして検討しているところであります。本年度につきましては、新たに指導主事による研修を計画し、6月20日に開催したところでございます。この研修におきましては、「支援員の役割と連携」をテーマとしまして、市内の学校の実情を踏まえた具体的な講義と支援員同士の情報共有、意見交換の時間をとらせていただきました。

参加者の意見といたしましては、青梅の学校で指導されていた先生、指導主事の先生のお話でも説得力があった。日誌の活用の仕方、児童・生徒への声かけの仕方など具体的な説明で実務に活用できる内容であった。また、先生の目線でどういったことを希望され期待されるかといったことを教えていただき、先生とのコミュニケーションの参考になった。さらに、交流時間では他校支援員との悩みの共有、問題解決へのアイデア、ヒントといったものをもらうことができた。など好意的な意見を多数いただきました。

第2回の研修につきましては、臨床心理士の先生を招いた講義を10月に予定してございます。時間的な制約はございますが、支援員同士の交流時間も設けて有意義なものとなるよう、引き続き調整と準備を進めてまいります。

学務課からは以上です。

【指導室長（拝原）】 指導室からは、6月27日に開催いたしました校長会の内容についてご報告いたします。

私からは、その他を含めまして大きく7点伝えております。

1点目が、夏季休業日を迎えるにあたってということで、児童・生徒の健全育成、また不登校およびその傾向がある児童・生徒への対応について話をしております。

2点目が、令和6年度の各種選考の応募状況についてでございます。管理職選考の受験者の状況につきまして、小学校ではA選考が1人、B選考が3人、中学校ではB選考が1人、受験をしているという状況でございます。

3点目が、校長および管理職任用審査についてでございます。今年度任用審査を受ける管理職等につきまして、しっかりと準備をするよう伝えております。

4点目が服務事故防止について。7月・8月が服務事故防止月間となっておりますので、その研修等につきまして着実に実施するよう伝えております。また、特に個人情報の紛失につきまして、学期末は個人情報を扱う機会が多くなりますので、そちらについても注意をするよう伝えております。

5点目が再任用について。再任用につきましては、今年度末、年齢が60歳となる方の意向調査について伝えております。

6点目は、副校長ヒアリングを終えてということで、先日、副校長全員に対してヒアリングさせていただきましたが、その内容について伝えております。

7点目のその他につきましては、中央教育審議会の審議のまとめが出ておりますので、そちらについての情報提供と、先日のいじめ重大事態の公表を受けて各学校で報告書の概要等について把握するように伝えております。それから、日本航空学園との連携についても伝えております。

指導室からは以上でございます。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 私からは、6月18日に市立中学校いじめ重大事態資料の公表を行ったことについてご報告いたします。

また、同日に報道機関に対して説明会を実施したところであります。翌日の新聞の朝刊などで報道があったことにより、19日以降、市内外から、匿名も含めまして10数件の問い合わせがありました。いずれも事務局で対応したところであります。

今後につきましては、提言に向けた取組について各学校へお知らせをしていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

【学校給食センター所長（榎戸）】 学校給食センターからは1点、給食残さの処理に伴う有機リサイクル堆肥の活用について報告いたします。

調理の下処理から出る野菜などのくずや児童・生徒の食べ残しなどといった給食残さの処理につきましては、毎日学校給食センターで集め、埼玉県寄居町にある事業者処理に委託しております。この事業者は主に埼玉県内のスーパーや学校、飲食店などから食品残さを受け入れ、それを堆肥にする事業を行っております。今年度につきましては、この事業者と契約した際に、無償にて有機リ

サイクル堆肥を受け取れることが盛り込まれ、今週末の金曜日から来週にかけて事業者から提供を受けることとなっております。事前に市内の小・中学校に希望を募ったところ、21校から350袋ほどの申し込みがありました。配布する有機リサイクル堆肥は1袋8キログラム入り20リットルサイズのものでありまして、各学校では花壇や畑に使う予定と聞いております。

給食残さにつきましては、食べ残しが減るよう献立の作成や食育を行っていきたいと考えておりますが、こういったリサイクル事業による循環についても有意義な取り組みであると思いますので、機会を捉えて児童・生徒に伝えていきたいと考えております。

学校給食センターからは以上でございます。

【文化課長（北村）】 文化課からは、配付資料はありませんが、吉川英治記念館事業について説明いたします。

夏季展示としまして「吉川英治と市所蔵の文豪たち～青梅市吉川英治記念館×文豪とアルケミストⅣ」のタイアップ展示を、7月13日から9月29日までの会期で開催いたします。今回の展示では、吉川英治をはじめ市所蔵の直筆原稿や書簡などの資料を展示するとともに、関連グッズの販売を行います。

今回、明治時代末から大正時代に青梅を訪れた北原白秋と若山牧水に関する資料展示、等身大パネルを展示しまして、吉川英治記念館、郷土博物館および澤乃井が連携し、各所を巡るフォトラリーを実施する予定でございます。

もう一点、美術館ですけれども、現在、改修工事に向けて8月からの作品保管業務の準備を進めております。またそれにあわせて作品の点検作業はほぼ完了するところでございます。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 ほかによろしいですか。該当する各課から説明をさせていただきました。この説明内容についてご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 質疑ではないのですが、学務課の支援員への研修会実施等ありがとうございました。皆さんが心を開いて話せたことと思います。具体的なことを教えていただくと、迷わずに支援できると思うので、とてもよかったと思います。

もう一つ、新町センターで仕事をしていたら、すれ違った小学生が「今日の肉じゃが、うまかったな。」って言いながら、階段を降りてきました。サッカークラブの子たちだったと思います。それを聞いたとき、とってもうれしかったです。以上ご報告まで。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

【委員（徳長）】 給食残さの堆肥は、契約ではどのくらいもらえるのですか。

【学校給食センター所長（榎戸）】 今回いただく350袋、1袋8キログラム20リッターサイズ、これが業者との契約どおりの量となります。

【委員（徳長）】 それを市民に配ることができるのか、そういう量まではないのですね。

【学校給食センター所長（榎戸）】 そこまではありませんので、まずは学校で使っていただきます。一番多いのは成木小学校の畑に使うということですが、畑や花壇に使っていただくということ

で、学校での必要量が契約した量で届くということで把握しております。

【教育長（橋本）】 申しわけありません。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

1 令和7年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について（学務課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項を順次説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項の1、令和7年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について、を説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは、報告事項1、令和7年度小規模特別認定校児童・生徒の募集についてでございます。

報告資料1をご覧ください。机上に、成木小学校および第七中学校それぞれの募集用リーフレットを用意してございますが、こちらは後ほどお目通しいたきますようお願い申し上げます。

それでは、資料をご覧ください。

初めに、1の成木小学校でございます。成木小学校では平成21年度から小規模特別認定校制度による児童の募集を行っており、令和7年度で17年目を迎えております。

学級定員および募集人員でございます。募集する学年は、第1・第2・第3学年、学級定員につきましては例年どおりのそれぞれ20人としております。右の列の募集人員（予定）につきましては、学級定員から学区内の新入学予定者、学年進行による進級予定者を除いた人数としており、第1学年からそれぞれ12人、7人、7人となっております。

募集日程につきましては、9月7日および12日に学校見学会・説明会を実施し、10月1日から25日までを申込みを受付け、面談を11月7日に予定してございます。

続きまして、2の第七中学校でございます。第七中学校では、平成24年度から小規模特別認定校制度による生徒募集を行っており、令和7年度で14年目を迎えております。

学級定員および募集人員でございます。募集する学年につきましては第1学年のみ。学級定員につきましては、成木小学校と同様の20人としております。右の列、募集人員（予定）につきましては、成木小学校卒業予定者6人を除いた14人としております。

募集日程につきましては、7月下旬に学校見学会を4回。9月19日に説明会を開催し、その後10月1日から25日まで小学校と同期間申込みを受付け、面談を11月19日に予定してございます。

最後に、児童・生徒募集に関する周知についてでございます。広報おうめ7月15日号に掲載するほか、青梅市教育委員会ホームページ、SNSも活用し、周知を図ってまいります。

なお、お手元に配付したリーフレットにつきましては、成木小学校のものは市内の幼稚園・保育園の3歳児から5歳児および市内小学校の1・2年生全員を対象に、第七中学校のものは市内小学校6年生全員を対象に配布、周知をする予定でございます。

説明は以上となります。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

2 青梅市立小・中学校における教育実習実施要項（案）について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項2、青梅市立小・中学校における教育実習実施要項（案）について、説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料2をご覧ください。青梅市立小・中学校における教育実習実施要項（案）についてご報告いたします。

まず、1の趣旨としましては、青梅市立小・中学校において、教育職員免許法施行規則に定める教育実習等を受ける教育実習生の受入れを行うにあたり、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、本要項を定めるものであります。

2につきましては、受入れ対象者。教育実習ができる者は、(1)から(3)の要件を満たす者に限る、としております。

3につきましては、教育実習生を受け入れる小・中学校の実習期間を示しております。

4につきましては、受入れの手続を(1)から(4)まで示しております。

5につきましては、教育実習希望者が実習校に提出する書類を示しております。いずれの提出書類も教育実習生の養成機関が作成した様式も可、としております。

6につきましては、留意事項を5点示しております。

続いて、次のページになりますが、「青梅市立小・中学校 教育実習の心得」を定めております。

1につきましては、教育実習生として実習校および所属する大学等の指導下にある、児童・生徒にとっては、指導を受ける教師の一人であることをよく認識し、真摯に実習に臨むこと、としております。

2につきましては、交通手段については、公共交通機関、徒歩または自転車とし、自家用車等で学校に来ることは原則認めない、としております。

3につきましては、教育実習での留意事項を示しております。服務規律等を順守すること。児童・生徒の安全に対して最大限の注意を払うこと。以下、実習の進め方、言葉遣いや服装、挨拶・礼儀、個人情報への配慮、また不明な点があれば常に指導教員等に相談し、独自の判断で行動しないこと、としております。

4につきましては、遵守事項について示しております。読み上げてまいりますと、児童・生徒に対して、体罰を与えてはならない。人権侵害となる差別的な言動をしてはならない。特定の政党や宗教の宣伝や批判をしてはならない。実習期間中に限らず、実習後も、実習において知りまたは知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。実習期間中に限らず、実習後も、スマートフォンや携帯電話等でのメール、SNS等のやり取りにより、特定の児童・生徒、保護者等と個人的なつながりをもってはならない。この内容に反する行為があった場合は、大学等と協議の上、教育実習の中止および取消し等の措置を取る、としております。

以下、提出書類の書式を示しております。

以上で報告を終わります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 今日の「アサイチ」で、小型カメラを使った盗撮のことが話題になっておりました。その盗撮されている現場が教育現場でしたので、高校の場合だったのですけれども、やはり教育実習生にもそういうことも少し注意して実習にあたるようにお願いできたらと思います。以上です。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 こちらの実施要項を各学校にすでに配布はしているところなのですが、また学校においてそれぞれ教育実習について定めているところもありますので、それにあわせて今お話があったことにつきましても校長会、副校長会を通じて注意を促していきたいと思います。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（杉本）】 参考までに、この教育実習というのは昨年度何名くらい受け入れられたのでしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 事務局としても具体的な数字は把握していないところです。東京都教育委員会から依頼がありまして、それを校長会で割り振りをして受け持ってもらおうという仕組みで、何名かということは把握しておりませんので、今後把握するように努めてまいります。

【委員（杉本）】 どのような体制で受け入れられるのか。実習生にとってはその後教員になるということに関しても対応がどういうふうにできるのか考えたいと思いますので、よろしく願います。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

3 青梅市教育委員会研究指定校実施の手引き（案）について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項3、青梅市教育委員会研究指定校実施の手引き（案）について、説明をいたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料3をご覧ください。青梅市教育委員会研究指定校実施の手引き（案）になります。

1枚おめくりいただきまして2ページ、青梅市教育委員会研究指定校実施要項がそれぞれ示されております。

1の目的としましては、教育課程の実施に伴う学校の教育課題を焦点化し、実践的な研究を通して、特色ある学校教育の創造に向けた提言を市立小・中学校に行うとともに、その成果を保護者、地域にも公開する。このことによって、青梅市の学校教育の活性化を図るとともに教育水準を高め、開かれた学校づくりを推進していく、となっております。

以下、1から7については記載のとおりとなっております。

3ページにつきましては、8の事業内容、9のその他、となっております。

また1枚おめくりいただきまして4ページになりますが、こちらは研究発表の際の配布物の作成

スケジュールを学校に示しております。

5 ページにつきましては、1 年間の研究発表当日までの研究の計画の例を示しております。

6 ページにつきましては、研究発表に向けて、事務局と学校との研究発表開催までの打ち合わせ事項の流れを示しております。

続いて7 ページにおきましては、研究指定校の研究発表会参加予定者一覧であります。当日は来賓の紹介につきましては、この席次の流れでご紹介をしていくというふうになっております。

8 ページにつきましては、青梅市の講師に対する謝礼の支払基準を示しております。

9 ページは、謝礼の支払いの基準が別表で示されております。

10 ページ以降につきましては、研究発表における事務的な様式例となっております。

簡単ではございますが、以上で報告を終わります。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員（稲葉）】 この研究発表校なのですけれども、輪番制で行っているのか、それとも各校が研究をしたいのでと自分たちで手を挙げて、やりたいということで決められているのか、どちらなのでしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 今年度につきましては、小学校が第三小学校、中学校が新町中学校。7 年度につきましては、小学校が第四小学校および第五小学校、中学校が泉中学校というところで、ほぼ輪番制となっております。あとは、市の研究指定校以外でも、例えば都の指定校とか、国の指定校とか学校独自で応募しているところがあります。ただあくまでも市教育委員会の実施校の手引きですが、国とか都の発表についても、これに準じて進めていただくようお願いをしているところであります。

【委員（稲葉）】 研究テーマですけれども、それは各学校の先生が集まって、その地域の学校では、子どもたちがより伸びるためには、この研究をした方がというところで決められているのか、あるいは教育委員会から、このテーマはどうかというふうにしていろいろ提示したりするのでしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 基本は各学校で研究テーマを設定します。2 年間の指定になりますと、1 年目の4 月に、今までの学校の児童・生徒の実態とか、地域の実情とか、そういったものを含めて、課題等については教職員で決めていって、そのテーマに沿って研究を進めていくような形となっています。ただ先ほどの、例えば東京都の人権教育推進校とかは「人権について」という大枠がありますので、その中で学校によってテーマを決めて進めていくという場合もあります。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項4、青梅市吉川英治記念館の利用料金減免基準の承認について、説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、報告資料の4、青梅市吉川英治記念館の利用料金減免基準の承認

についてをご覧ください。

初めに、1の趣旨につきましては、青梅市吉川英治記念館の指定管理者から、令和2年7月1日付青梅市吉川英治記念館の管理に関する基本協定書第33条第3項の利用料金について、令和6年5月31日付の依頼文書を受理したため、減免基準を承認しようとするものでございます。

2の期間につきましては、令和6年7月13日から令和7年3月30日までとするものであります。

3の対象につきましては、玉堂美術館の利用者とし、4の割引料金につきましては、大人500円を400円に、小・中学生200円を150円とするものであります。

5の根拠につきましては、青梅市吉川英治記念館条例第14条第6項にもとづくものであります。2枚目の条文の抜粋を参考資料として添付してあります。

6の理由につきましては、玉堂美術館との相互利用を促進し、来館者数の増加に結びつけるためのものでございます。

最後に、7のその他としまして、令和6年度は、効果を検証するための試行期間とするものでございます。

説明については以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（杉本）】 この減免基準なのですけど、今年度はこういう割引という形式でもいいと思うのですが、例えば次年度は吉川英治記念館と玉堂美術館を回ったときの共通券という形にしてみても、それで利用者がどれくらい増えたかとか、そういうのとで比較検討して今後決めていかれた方がいいのではないかなと。100円割り引いただけで回遊するのか。そういうこともいろいろと検証してみる必要があるのではないかと思います。

今後、美術館・郷土博物館とかも含めた共通券で、4箇所回れると来館者が増えるのではないかなということも想定して、比較検討してみるのもいいのではないかなというご提案です。もしよろしければご考慮いただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

【文化課長（北村）】 今回、こちらの利用料金の減免につきましては、吉川英治記念館で見学した方も玉堂美術館で割引を受けられるようなことになっています。相互利用という形でお互いにやっております。美術館がリニューアル工事に伴い休館中でございますので、今回の相互利用の状況を踏まえて、他施設の割引方法等につきましては検討していきたいと考えております。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。

【委員（稲葉）】 減額したときに、この収入はたぶん指定管理者の運営にいくと思うのですが、その辺の運営費というのは苦しくはないのでしょうか。

【文化課長（北村）】 今回、指定管理者からの申し出で、少しでも両館の利用者にそれぞれの館のよさを知っていただくことを第一にやっております。今回はあくまでも試行としておりますので、検証結果を踏まえて次年度以降については考えていきたいと思っております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

5 第57回青梅マラソン大会の開催について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項5、第57回青梅マラソン大会の開催について、説明いたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項5、第57回青梅マラソン大会の開催についてをご説明申し上げます。報告資料5、第57回青梅マラソン大会実施要項をご覧ください。

来年2月16日に開催いたします第57回大会については、6月4日に開催された主催者会議において詳細が決定いたしましたので、主に募集に関係する部分における変更点を中心にご報告いたします。

なお、最初に30キロの部および10キロの部についてご報告させていただき、小・中学生を対象としたジュニアロードレースにつきましては、後ほどまとめてご報告させていただきます。

初めに、4ページをご覧ください。(15) 定員でございます。30キロの部は前回と変更なく1万2,500人、10キロの部は前回より500人増の4,000人とし、コロナ前の規模となります。

続きまして、(16)参加費につきましては、30キロの部において、コロナ対策を行い実施した第55回大会は1万円、昨年度の第56回大会は1,000円減額し9,000円としたところがございますが、今年度の第57回大会につきましては、人件費や物価高等の影響により、やむを得ず2,000円増の1万1,000円としたところがございます。なお、10キロの部は変更なく6,000円、10キロの部の高校生は3,000円であります。

続きまして5ページ目をご覧ください。(19) 申込期間についてでございます。例年より前倒しで行いまして、アの市民優先枠につきましては8月1日から8月12日まで、エの一般エントリーにつきましては8月15日から10月31日まで、としております。

続きまして、ジュニアロードレースの部についてご報告いたします。ジュニアロードレース実施要項をご覧ください。

2の種目および出場者につきましては、小学生の部は変更なく、青梅市・奥多摩町在住の4年生以上で、定員300人でございます。

中学生の部は、近年参加者数が減少しておりますことから、今回見直しを行いました。これまでの「西多摩地域限定」を見直し、全国誰でも参加できることといたしました。定員は同じく300人です。

3のコースにつきましては変更ありませんが、スタート時間については変更を行う予定でございます。10キロの部に出場する方々がジュニアの部を応援できないとの声がございます、30キロがスタートした後の時間に変更いたします。市民においては、30キロの部に出場する方よりも10キロに出場する方が多い点と、30キロのスタートを見にこられた沿道の方々にもジュニアロードレースを応援していただけたらと考えているところでございます。スタート時間につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

5の申し込みにつきましては、例年10月ごろでありましたが、こちらも前倒しをして、30キロと10キロの部同様に青梅市民優先枠として8月1日から12日まで先着で受付けます。この期間を過ぎましても、8月15日から一般エントリーにおいて定員に達するまで先着で申し込むことができます。

申込み方法につきましては、基本的にはインターネットからの申し込みになりますが、団体やグループでの申し込みの場合は、青梅マラソン事務局で専用用紙にて申し込むことができます。

6の参加費につきましては、小学生の部は変更なく1,500円、中学生の部では青梅市・奥多摩町以外在住の方につきましては500円増の2,000円となります。

なお新たな試みとしまして、ジュニアロードレース出場者で、ご家族が30キロの部または10キロの部に出場する場合は、「家族割引」を適用し、1,000円差し引いた額が参加費となります。市内親子で出場する場合は、ジュニアロードレースの参加費が500円になります。「家族割引」を適用する場合は、インターネットからの同時申し込みを行っていただきます。

7の表彰につきましては、スタート時間の変更に伴い、表彰式の開始時間を記載のとおり変更する予定でございます。

なお、周知方法につきましては、7月15日号の広報おうめ、青梅市ホームページ等で周知するとともに、教育委員の皆様へ本日配付をさせていただきましたジュニアロードレースの募集チラシを作成いたしましたので、学校を通じて児童・生徒へ配布してまいります。

今後も継続的に安定した大会運営を行うためにも、親子で楽しんでいただけるマラソン大会としてPRしまして、青梅マラソンファンを増やしてまいりたいと考えております。

教育委員の皆様には例年スターターおよび表彰式においてご協力いただいております。本年度も同様をお願いしたいと考えております。大会が近づきましたら改めて、詳細を含めご説明をさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

大変雑駁ではございますが、報告は以上です。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 ジュニアロードレースの方ですけれども、申込みが8月1日から12日が青梅市民優先枠ということで、それが過ぎてから一般になると思うのですけれども、私がやっていた経験上、これだと学校での取り組みってすごく難しいと思います。学校で参加者をとりまとめようにも、夏休みで生徒も先生もいない。そうすると、2学期が始まってから動き出すことになってしまう。ここに一つ懸念があるのと、親子で割引を受けるために個人で既に申し込みをしてしまう。私がやっていたときは、学校でまとめて、子どもたちを募って出たりしていたのですが、こうなってくると本当に個人申し込みになってきて、人数が増えるかなという懸念がすごくあります。やってみないとわからないですけれども。その辺のところ、各学校にジュニアロードレースを勧めてくださいというのであれば、もっと学校の取り組みができるような形にした方がいいのかなという気がします。

それからもう一点、親子で申し込むと1,000円引かれるのですけれども、それよりも

1,500円の子どもの金額を1,000円にした方が、各家庭にとっては参加しやすいと思います。1,500円というのはけっこうハードルが高いような気がするのです。僕なんかの感覚では、小学生は500円でもいいのかなという気がします。その辺も今後検討していただければと思います。

【スポーツ推進課長（中村）】 申し込みの時期なのですけれども、小学生については個人の申し込みが多いのかなという傾向なのですが、中学生につきましては部活動の団体が多いのかなという部分では、学校の先生の取りまとめをこれまでもおそらくしていただいたかと思います。基本的には、一般申し込みの場合でホームページからの申し込みを原則と見込んではい入るのですけれども、団体の場合は団体用の申し込み用紙で申し込んでいただくことになりまして、そちらも可能な範囲で家族割引につきましては拾っていきたくて運用上は考えております。今回、同時申し込みで新たな試みとして試行的に前倒しでやらせていただくところがございますので、反省点も含めまして見直しすることになりましたら検討してまいりたいと思います。

【委員（百合）】 この「家族割」というのはあるみたいですが、できれば「兄弟割」みたいなものもあるといいと思います。4年生、5年生、6年生、中学生ぐらいという兄弟は比較的多いのではないかなと思うので、もし可能であれば来年以降考えていただけるとうれしいと思います。

【スポーツ推進課長（中村）】 実行委員会等の中でもそういった議論がございまして、今回、親子で大会に参加していただくところをテーマに企画してございます。今後、青梅マラソンを大人になっても走っていただけるようなきっかけとして、親御さんが走っていただいたらお子さんも、お子さんが走っていただいたら親御さんもぜひ参加していただきたいということで、今回新たな試みとして実施に至ったところがございます。

例えば、お兄さんが、30キロ・10キロの部に出られて、弟がジュニアの部に出られる場合は家族割引の対象となります。あくまで今回は、30キロ・10キロとジュニアの部のご家族で「家族割引」を適用しようという考えでございます。

【委員（稲葉）】 祖父母も対象であるということですね。ありがとうございました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

6 東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画の進捗状況について（文化複合施設等整備担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項6、東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画の進捗状況について、説明いたします。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 文化複合施設等整備担当から、進捗状況についてご報告をさせていただきます。報告資料の6をご覧ください。

まず1枚目の配置計画についてご説明をいたします。配置計画につきましては、利活用構想の内容として、これまで市議会特別委員会にご説明をしてきた経緯がございます。上段の既存配置計画は、令和3年1月の市議会特別委員会に示した配置案でこれまで基本としてきたもので、下段には

6月18日に市議会特別委員会に新たな配置計画として説明した資料となっております。下段の配置計画案作成の経緯についてご説明をいたします。

市では、東青梅1丁目諸事業用地等整備基本計画の策定などを進めるため、これまで国との協議を不定期ではありますが行っております。その中、昨年度末、国の設計や工事着工の計画を伺う機会がございました。その際、国は、現在この地方合同庁舎整備は土地配置の確定と財務省との新規採択時評価、採択をもらう初期段階であると考えており、その後に設計工事の行程となることから、整備に相当の時間がかかるといったお話もございました。そこで、新年度に入り、国と改めて施設配置について協議し、これまでの国等の施設、民間提案施設の配置予定であった西側の部分を文化複合施設、その東側に国等の施設、民間提案施設に配置変更を提示しました。その後、国では庁内調整が行われ、配置変更に了承する旨の連絡をいただいたところであります。

今回、国はこの配置についての基本的な方向性を承諾していただいたものであり、敷地面積や道路の間口など、今後継続して協議をしていくこととしております。この配置計画の変更により、土壌汚染調査やその結果の対応、既存施設解体を待つことなく文化複合施設を整備することも可能になりました。このため、既存の健康センター内のこども家庭センターは、既存の施設で業務を継続し、文化複合施設が完成後にその施設に移転するといったことを現在は考えております。福祉センターで業務を行っている社会福祉協議会につきましては、東青梅3丁目ゆりかご第2保育園の跡地に建設を予定する地域支援センターに移転を予定しております。なお、地域支援センターは社会福祉協議会のさまざまな事業を展開するほか、地域支援を推進する施設として調整を進めております。

次に、2枚目の事業スケジュールについてご説明をさせていただきます。この事業スケジュールは、配置計画の変更を考慮した上で、設計、工事、開館までのスケジュールを作成したのになります。

表の一番上、整備基本計画策定、これが現在進行しているもので、今年度12月までに策定をすまいます。

表の2段目、管理運営計画策定およびその下の基本設計・実施設計は、今年度1月から準備を始め、令和10年度9月に完成を予定していきます。

表の4段目、建設工事は、施工者選定を令和10年度中に開始し、建設工事は令和11年度からの36カ月を考えてございます。

表の5段目、開館準備・施設オープンにつきましては、令和15年度当初からのオープンということをご予定してございます。

このスケジュールは事業方式を従来方式と仮定して、基本設計・実施設計を一体的に発注、その後、建設工事を相互評価方式で発注することを想定したものでございます。

市民の皆様が整備に対して期待をしていることもございますことから、今回策定作業の中間報告として公表をさせていただくものです。

以上、大変雑駁ではありますが、説明を終わります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 地域支援センターということで、社会福祉協議会のボランティアセンターはゆりかご保育園跡地に移転するというのでいいのでしょうか。そこにボランティアセンターがあるということなのでしょうけど、今の場所にあるととても使いやすいのですよね。ボランティアさんたちが使いやすい場所にあると思うのですけれども。ゆりかご保育園というのが、位置的にどこいうところにあるか、私あまりわからないのですけど。交通の便がよかったりとか、駅から近かったりとか、ボランティアをしようという方、社会福祉協議会のいろいろな活動を利用しようという方々にとっては使いやすい場所にあるのでしょうか。駐車場もそれなりの台数を確保されているのでしょうか。

【教育長（橋本）】 担当主幹、旧ゆりかご保育園の位置から説明をお願いします。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 今説明をさせていただきました東青梅5丁目のゆりかご保育園の跡地というのは、主要地方道63号、西多摩建設事務所よりも東側に数百メートル行ったところで、変電所の隣に位置するところです。

【委員（稲葉）】 大きな道路に面しているところですよ。はい、わかりました。ありがとうございます。青梅市はどちらかというと、保育園の場所というのは道が細かったり近隣住民の拠点のところにあって、周りに住宅が建っていたりするので心配していたのですけれど、あそこの通りに面したところでしたらわかりました。ありがとうございました。

駐車場も大丈夫でしょうか。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 駐車場のこと、それから社会福祉協議会がそちらに移るということで、同様にボランティアセンター機能も一体的に移動するというふうに聞いてございます。これまでの経緯としまして、社会福祉協議会にボランティアセンターの活動も含めて市でご協議をさせていただいて、そこについて問題がないといった協議の結果で移転してございます。駐車場については、今、基本設計をした中では、駐車台数が十分ではない状態ではございます。ただ、これから具体的な運用、活用といったところの細部を検討する中で、駐車場の問題等は所管課の方でクリアしていきたいということで検討を進めてございます。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【委員（徳長）】 これは個人的な感想ですけども、オープンが10年後ということで、ずいぶん長いなという気がします。こういう施設ってこういうものなのですか。何となく民間だったらもっと短いスパンでやっているような気がするし、もう一つは10年後を考えたときに、この物価高騰の折りで今の予算で大丈夫なんでしょうかと。8年後になって予算がなくなったからこの施設は削りますとか、これはなくなりましたという、そういう心配もあるのでしょうか。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 まず、期間が長いといった点についてなのですが、委員のおっしゃられるように、建設事業が難しくなっているといったところは現状として把握はしてございます。ただ、急ぐことで契約受注とかが難しくなるといったこともございますし、もう一つは今回のスケジュールの中で大事にしてきたのは、今後、基本設計・実施設計と続いていくわけですけど、その間に十分な市民の意見を取り込む時間軸をつくろうと。以前、利活用構想の中では最短

スケジュールといったスケジュールをお示しさせていただいていたのですが、その時間軸ではなかなか十分な市民参画の機会が得られないであろうということから、そういった時間軸を設計の時間の中に組み込ませていただいて、今回のスケジュールをつくっています。36カ月の工期というのも、前回説明させていただいたところよりもはるかに期間が延びている。これは、建設の労働者を確保する、2024年問題とか労働基準の改善みたいなのが工期に影響してくることがございまして、そういったところを建設事業者のヒアリング等も含めて、スケジュールを想定させていただいたと。逆にいえば、このスケジュールをすればしっかりとしたものができるのではなかろうかということで、市の手法として一旦このスケジュールをお示しさせていただいたというところで

【教育長（橋本）】 ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校施設のあり方審議会会議録（教育総務課）

イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

ウ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（スポーツ推進課）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 令和6年度学校基本調査結果について（教育総務課）

イ 長期欠席児童・生徒の状況（4～5月）について（教育指導担当）

ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

エ 第77回都民体育大会の実施結果について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項7、諸報告ですが、事前にお目通しをいただいているかと存じます。この際、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

日程第4 協議事項

1 青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則等の整備について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項の1を議題といたします。青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則等の整備について、説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議事項の1、青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則等の整備についてご説明を申し上げます。

協議資料1をご覧いただければと存じます。

本件につきましては、第3回定例会において協議事項および議案としてご承認、ご決定をいただいているところではありますが、今回、4の施行期日等(1)施行（実施）期日につきまして、前回お示しの時点では「令和6年7月1日」としてございました。しかしながら、前回の教育委員会で議決をいただいた後に、市長部局の文書法制課から施行期日について、2の(1)青梅市体育施設条例施行規則および(2)青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程については、「公布の日」とするのが正しいというお話がございました。

通常、市の条例、規則、規程等の施行期日は、特別の理由がない限りは「公布の日」としております。本案件につきましても、施行期日に関しましては、特別な理由はないということから、「令和6年7月1日」としていたものを「公布の日」というふうに改めるものでございます。

その他規則の内容等につきましては、変更はありません。

なお、(3)青梅市体育施設における使用料減免に関する基準につきましては、要項になりますので、具体的な施行期日を記載する必要があることから、そのまま「令和6年7月1日」というふうになります。

この教育委員会に提出する条例、規則、規程等の議案・協議事項につきましては、従来から事前に文書法制課の審査を受けまして提出しているものでありますが、今回は議決後の訂正となってしまうことから、再度提出をさせていただいたものでございます。規則、規程等の文書法制課での審査につきましては、先日、文書法制課長に対しまして教育総務課長の方から厳格化について申し入れたところでございます。また今後、教育総務課におきましても、提出議案等につきましては再度確認等を行ってまいりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

大変雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、ただいま説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市体育施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則等の整備について、は承認されました。

2 文化財指定に関する諮問について（文化課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。文化財指定に関する諮問について、説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、文化課から文化財指定に関する諮問についてご説明申し上げます。

協議資料2をご覧ください。

青梅市文化財保護条例第39条第1項の規定にもとづき、下記のとおり、青梅市文化財保護審議会へ諮問することについて、ご協議をいたごうとするものでございます。

1の諮問事項につきましては、報恩寺木造二童子立像の青梅市指定有形文化財の指定についてであります。

2の諮問理由につきましては、青梅市指定文化財提起書にもとづき、報恩寺木造二童子立像の青梅市指定有形文化財の指定について意見を求めるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、別紙1-1「青梅市指定文化財提起書」をご覧ください。青梅市文化財保護審議会委員の山本勉氏による指定文化財候補として推薦する提起書になります。

まず、1の名称は「木造二童子立像」、2の員数は「2軀」、3の指定種別は「有形文化財（彫刻）」、4の「所在地」、5の「所有者」および6の「形状・法量・品質構造」につきましては記載のとおりでございます。

次に、少し飛びまして、3ページ7の伝来・保存状態のうち、伝来についてでございますが、(1)二童子立像は、報恩寺地蔵堂本尊の木造地蔵菩薩坐像の両脇侍であります。地蔵堂須弥壇上の厨子内に安置され、地蔵菩薩像と台座を共有しております。

中尊の地蔵菩薩坐像は、像内に永正9年（1512年）閏4月6日、同年5月2日開眼の年紀をふくむ銘記があり、仏師弘円が製作したこと、造像には青梅地域を支配した三田氏宗とその子、政定・顕昌がかかわったことが知られております。

(2)中尊の地蔵菩薩坐像は、昭和39年11月3日、像内に納入していた和歌短冊とともに、「地蔵半跏像および和歌短冊」の名称で青梅市指定有形文化財に指定されております。

(3)地蔵菩薩像および二童子像を本尊とする地蔵堂は、桃山時代の建築様式をもつ建築物として、昭和43年11月3日、同じく青梅市指定有形文化財に指定されております。

次に、8の製作年代および9の参考文献につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページ、10の指定基準につきましては、参考資料2のとおり、青梅市文化財指定基準の1(2)アの「絵画、彫刻、工芸品のうち製作が優秀なもの」に該当します。

次に、11の添付書類につきましては、別紙1-2の「青梅市指定文化財提起書 添付書類 写真」のとおり、1枚目の写真が二童子立像のうち、掌善童子を正面から撮影したもの、2枚目の写真がもう1体の掌悪童子を正面から撮影したものになります。

同じく3枚目の写真が掌善童子を左右、背面、正面斜めから撮影したもの、4枚目の写真が掌善童子の顔を正面、斜め、左右側面から撮影したものになります。

同じく5枚目の写真が掌悪童子を左右、背面、正面斜めから撮影したもの、6枚目の写真が掌悪童子の顔を斜め、正面、左右側面から撮影したものになります。

同じく7枚目の写真が掌善童子、掌悪童子の像底部分を撮影したもの、最後の8枚目の写真が参考資料として本尊である地蔵菩薩坐像と一緒に撮影したものになります。

最後に、12の指定すべき理由についてであります。

(1)本二童子像は現在随侍する中尊地蔵菩薩像と一体のもので、作風的にも相通ずる特色から、一

具の両脇侍像として、永正9年（1512年）に地蔵菩薩像と同時に仏師弘円によって造られたものと考えられます。

少し飛びまして、絵画では滋賀・浄信寺の鎌倉時代の絹本着色地蔵菩薩像がこの三尊を描く最も早い遺品ですが、彫刻では、鎌倉時代にさかのぼる二童子像をともなった遺品は知られてなく、新潟・宝蔵寺の南北朝時代、延文3年（1358年）の地蔵菩薩坐像が最も早いとされ、今回の本二童子像も室町時代の作者が判明する規準作品として重要であること。

(2) 中尊地蔵菩薩坐像と本二童子像の作者弘円は鎌倉に仏所をかまえた仏師で、しばしばその名に「下野」「野州」の国名をそえております。

少し飛びまして最後の方になりますが、この弘円は、中世における豊富な事績が詳細に知られる仏師として、きわめて貴重な存在であります。鎌倉時代彫刻によく学んだ堅実な作風にも見るべきものがあり、研究とともに評価も進み、その作品の一部は国指定重要文化財にもなっており、報恩寺の地蔵菩薩および二童子像も弘円作の一具像として正しく評価すべきものであること。

(3) 報恩寺二童子立像は、以上のとおり、製作年代・作者が判明するとともに、その像種にも特色があつて、日本彫刻史・文化史の研究上、重要な意味をもつ点に鑑み、青梅市有形文化財に追加指定するのが適切であります。

以上の理由から、本二童子立像を市指定有形文化財とすることに関して、青梅市文化財保護審議会に諮問することをお諮りするものでございます。

なお、本二童子立像を木造地蔵菩薩坐像と別指定でなく、一括指定とすることに関する意見につきましては、今後、青梅市文化財保護審議会におきまして協議したいと考えております。

協議資料に戻りまして、3の答申時期につきましては、令和7年1月31日までとするものであります。

説明は以上です。よろしくご協議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、ただいま説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、文化財指定に関する諮問について、は承認されました。

3 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について（学校給食センター）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、説明いたします。

【学校給食センター所長（榎戸）】 それでは、協議事項3、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。

本件につきましては、本年４月１７日に開催された第１回教育委員会定例会においてご報告申し上げました学校給食費の改定に関する答申にもとづきまして補正予算を作成し、先般開催された市議会６月定例議会においてその補正予算が可決されましたことから、規則を改正し、学校給食費の額を改めようとするものでございます。

お手元の協議資料３をご覧ください。

まず、１の改正の理由につきましては、学校給食実施基準を満たす給食を維持するため、食材料費の高騰を受け、学校給食費の増額改定を行おうとするものでございます。

次に、２の改正の内容につきましては、(１)の月額および(２)の１食当たりの単価について、それぞれ小学校低学年、中学年、高学年および中学生の別に記載の額に改正しようとするものでございます。

また、(３)につきましては、所要の規定の整備といたしまして、別表２にあります１食当たりの単価の表記の中で、「当たり」をひらがなから漢字にしようとするものであります。

最後に、３の施行期日につきましては、(１)として額の改正については令和６年８月１日から、(２)として所要の規定の整備については公布の日からとするものでございます。

大変雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、ただいま説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、は承認されました。

日程第５ 議案審議

議案第１０号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 それでは、日程第５、議案審議に移ります。

議案第１０号を議題といたします。青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第１０号、青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。

議案第１０号をご覧ください。

青梅市立学校施設のあり方審議会委員の任期は、本年度末の令和７年３月３１日となっておりますが、審議会条例第３条第３項に規定する市立小・中学校のＰＴＡの代表者につきましては、今般開催されました総会による役員改選があったことから、新たな委員を委嘱しようとするものでござ

います。

別紙の名簿の方をご覧くださいと思います。このたび委嘱する委員は、名簿の太字下線でお示しする2人でございます。小学校PTAの代表者は表の左側、萩原真一委員にかわりまして表の右側、佐藤亮氏。中学校PTAの代表者は同じく川鍋重美委員にかわりまして高木広美氏に新たに委嘱するものでございます。

1枚目に戻りまして、委嘱の期間は前任者の残任期間でございます令和6年7月4日から令和7年3月31日までとなります。

また参考ですが、委員の男女構成比が、女性が1人増えましたことから、14人中5人となり、35.7%となりました。

難駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第10号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について」は、原案どおり可決されました。

議案第11号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第11号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、説明いたします。

【学校給食センター所長（榎戸）】 それでは、議案第11号、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、お手元の資料にもとづきご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

本議案は、青梅市立学校給食センター条例第3条の規定にもとづき、教育委員会が委嘱する委員の変更について提出したものであります。

1枚おめくりいただきまして、議案書の2枚目、委員名簿をご覧ください。こちらは令和6年度の青梅市立学校給食センター運営審議会委員名簿でございます。

今回の委員の委嘱でございますけれども、表の一番下の2名、選出区分は条例第3条第3項第4号で定めます児童・生徒の保護者を代表する者につきまして、小・中学校のPTA連合会の役員の改選に伴い、変更しようとするものであります。下から2行目の小学校PTA連合会については、左側に記載の斉藤淳仁委員から、右側に記載の久保智裕氏を、中学校PTA連合会については左側に記載の田中順子委員から、右側に記載の唐津直樹氏を、それぞれ新たに委員に委嘱しようとするものであります。

なお、任期につきましては、令和6年7月4日から令和7年8月31日までとなります。

雑駁ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第11号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」は、原案どおり可決されました。

議案第12号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第12号を議題といたします。青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、議案第12号、青梅市図書館運営協議会委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。

議案第12号をご覧ください。

本議案は、青梅市図書館条例第20条の規定にもとづき、青梅市図書館運営協議会委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱の内容でございますが、前任者の退任に伴い、同条例第20条第3項第2号である社会教育関係者1人の委員を新たに委嘱しようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目の青梅市図書館運営協議会委員名簿をご覧ください。

左側に記載の上から4番目、榎戸貴敏委員にかわりまして、右側に記載の島田昌明氏を新たに委嘱しようとするものであります。

恐れ入りますが、1枚目にお戻りください。

新委員の任期につきましては、令和6年7月4日から前任者の残任期間である令和7年9月30日までであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第12号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について」は、原案どおり可決されました。

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項１および協議事項３が承認されたことに伴い、議案が３件追加されるとのことです。

つきましては、本日の日程に協議事項１が承認されたことに伴う追加議案として、「議案第１３号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について」および「議案第１４号 青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」の２件の議案を、また協議事項３が承認されたことに伴う追加議案として、「議案第１５号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、本日の日程に、議案第１３号、議案第１４号および議案第１５号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（２）配付〕

議案第１３号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について（追加）

【教育長（橋本）】 それでは、追加議案の審議に移ります。

議案第１３号を議題といたします。青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第１３号、青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料１にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜った規則等のうち、規程の一部改正につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第１３号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について」は、原案どおり可決されました。

議案第１４号 青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）

【教育長（橋本）】 次に、議案第14号を議題といたします。青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、議案第14号、青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料1にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜った規則の一部改正につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第14号 青梅市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案どおり可決されました。

議案第15号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）

【教育長（橋本）】 次に、議案第15号を議題といたします。青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

【学校給食センター所長（榎戸）】 それでは、議案第15号、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料3にもとづきご説明申し上げ、ご協議の上、ご承認賜りました規則の一部改正についての議案でございます。

内容等は、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第15号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案どおり可決されました。

【教育長（橋本）】 以上で、本日予定された案件はすべて終了いたしました。

そのほか、何かありますか。

【委員（稲葉）】 夏休みが近くなりまして、子どもたちは、外があまり暑くないときは各地域の公園などをよく利用して遊んでいるようです。その中で、公園の中で火遊びとか、中学年ぐらいの子たちのいたずらが少し目立つような感じで、地域の方々も注意しないといけないなという声を聞いています。夏休み前の指導の中で、公共の施設を使うときの注意とか、さまざまな危険が学校外のところでは潜んでいることを、丁寧に先生から子どもたちに伝えていただいて、自己の危機管理意識を高めていただけたらいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。指導室から何かありますか。

【指導室長（拝原）】 例年、長期休業日前には「休業日中の生活指導について」ということで東京都教育委員会からも通知がありますので、先日の校長会・副校長会でも、そういったものを活用して指導しているところでございます。間もなく夏休みになりますので、委員のおっしゃったような内容についても改めて各学校で指導するように伝えていきたいと思っております。

【委員（百合）】 最近、市内の公園で青梅ブルーの自販機に「みまもり」と書いたものをよく見かけるのですが、あれは教育委員会とは管理は別になっているのでしょうか。子どもの目線ぐらいのところに、缶ジュースの中にカメラがまぎれて入っているのですけれども、あれはどこの管理になるのでしょうか。

【教育長（橋本）】 市長部局の市民安全課が所管となります。聞いたところによりますと、地域の見守りに自動販売機が増えれば、今まであった防犯カメラは要らなくなるのではないかとはいわれています。まだ過渡期でございますので、台数も少ないと聞いております。少しご注目いただければと思います。

ほかにはいかがですか。特によろしいですか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、今後の日程についてでございます。

まず、7月3日、この後、午後4時から、小学校長と教育委員との懇談会。会場は議会棟3階の大会議室になります。テーマにつきましては、「これからの子ども施策と学校の現状」ということでございます。

続きまして、7月5日、学校訪問。この日は新町小学校1校となります。

続きまして、7月12日、学校訪問。午前中が霞台小学校、午後は泉中学校でございます。

続きまして、7月24日、午後、令和6年度東京都市教育長会の研修会が記載のとおり開催予定でございます。

続きまして、7月25日、午後1時30分から教育委員協議会。教科書選定について、こちらの教育委員会会議室でございます。

続きまして、8月2日、午1時30分から教育委員会定例会。教科書採択で、会場は本庁舎2階の会議室でございます。

最後、8月21日、総合教育会議、午後は教育委員会定例会と社会教育委員との懇談会となります。内容等につきましては、決定次第お知らせさせていただきます。

今後の予定は以上でございます。

【教育長（橋本）】 大変暑い中、申しわけございませんが、よろしくお願い申し上げます。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後3時17分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員